

社団法人日本バルブ工業会

バルブのイメージキャラクター「ばるちゃん」使用規程

（目的）

第1条 この規程は、社団法人日本バルブ工業会（以下「工業会」という。）会員企業の共有財産であるバルブのイメージキャラクター（以下、「キャラクター」という。）「ばるちゃん」を使用する際の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第2条 キャラクターを使用できるのは、以下の場合とする。

- （1） 工業会会員企業がバルブをPRすることを目的に使用する場合
- （2） 新聞・雑誌・テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- （3） その他、工業会が適当と認めた場合

（使用の条件）

第3条 キャラクターの使用条件は以下の通りとする。

- （1） 原則として、既存のデザインに手を加えず、そのまま使用する。
 - （2） 他の図案、文字等と組み合わせでの使用はしない。
 - （3） 既存のデザイン以外に新たなデザインを起こす場合は、工業会広報委員会の許諾を得なければならない。
 - （4） 前項（3）に従い使用が許諾された場合は、デザイン見本を提出する。なお、工業会は、その使用に関する権限を有するものとする。
 - （5） 使用者は可能な範囲で、使用の結果を工業会に報告する。同報告は工業会の活動データとして使用する。
- 2 次の各号に該当する場合は、工業会はキャラクターの使用を承認しない。
- （1） 工業会会員企業の品位を傷つける恐れがある場合
 - （2） 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
 - （3） 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
 - （4） 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
 - （5） 不当な利益をあげるために利用される恐れがある場合
 - （6） その他工業会が不適切と認める場合

（使用の申請）

第4条 キャラクターを使用する者は、事前に「バルブのイメージキャラクター使用申込書」に、企画書、申込者の概要書、その他工業会が必要と認める書類等を添え、工業会広報委員会に申し出る。

（その他）

第5条 上記の規程によって判断できない問題が生じた場合は、工業会と申出者との間で協議を行うものとする。

附則

本規定は、平成23年4月1日より施行します。